

平成23年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(20日目)

平成23年12月13日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第27号 平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 2 議案第28号 平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 3 議案第36号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第37号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 5 議案第38号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 6 議案第39号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第40号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第41号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第42号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第10 議案第44号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第45号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第46号 字の区域の変更について
- 第13 陳情第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第14 陳情第 5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情について
- 第15 閉会中の継続審査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 27 号 平成 22 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について
- 第 2 議案第 28 号 平成 22 年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につい
て
- 第 3 議案第 36 号 平成 23 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 37 号 平成 23 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予
算について
- 第 5 議案第 38 号 平成 23 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につい
て
- 第 6 議案第 39 号 平成 23 年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算に
ついて
- 第 7 議案第 40 号 平成 23 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につ
いて
- 第 8 議案第 41 号 平成 23 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予
算について
- 第 9 議案第 42 号 平成 23 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 10 議案第 44 号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 11 議案第 45 号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第 12 議案第 46 号 字の区域の変更について
- 第 13 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 8 号
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 14 陳情第 5 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求
める陳情について
- 追加日程第 2 発議第 9 号
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出につい
て
- 第 15 閉会中の継続審査の申出

3 出席議員（16名）

1 番 小 畑 傳 君
2 番 滝 波 登喜男 君
3 番 金 元 直 栄 君
4 番 齋 藤 則 男 君
5 番 長 岡 千恵子 君
6 番 原 田 武 紀 君
7 番 川 治 孝 行 君
8 番 川 崎 直 文 君
9 番 多 田 憲 治 君
10番 上 坂 久 則 君
13番 松 川 正 樹 君
14番 渡 邊 善 春 君
15番 伊 藤 博 夫 君
16番 上 田 誠 君
17番 酒 井 要 君
18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員（1名）

11番 長谷川 治 人 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 松 本 文 雄 君
副 町 長 田 中 博 次 君
教 育 長 青 山 慶 行 君
消 防 長 中 村 勘太郎 君
総 務 課 長 布 目 洋 一 君
企 画 財 政 課 長 山 村 岩 夫 君
会 計 課 長 立 花 紀 子 君
監 理 課 長 南 部 顕 浩 君
税 務 課 長 山 田 和 郎 君
住 民 生 活 課 長 市 岡 栄 二 君

環 境 課 長	勝 見 隆 一 君
福 祉 保 健 課 長	岡 本 栄 一 君
子 育 て 支 援 課 長	伊 藤 悦 子 君
農 林 課 長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課 長	酒 井 圭 治 君
建 設 課 長	山 下 誠 君
上 水 道 課 長	山 本 清 美 君
下 水 道 課 長	清 水 満 君
健康福祉施設整備室長	山 田 幸 稔 君
永 平 寺 支 所 長	椛 山 勇 君
上 志 比 支 所 長	茶 谷 重 敏 君
学 校 教 育 課 長	末 永 正 見 君
生 涯 学 習 課 長	長谷川 伸 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	南 部 辰 夫 君
書 記	山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに20日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第27号 平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（河合永充君） 日程第1、議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は、去る平成23年8月30日、決算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） ただいま議題となりました議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての審査報告を申し上げます。

平成22年度の決算書、成果表、事務報告書、監査審査の結果及び意見書に基づき、副町長、所管課長、関係職員の出席を求め、現地視察を含め7回にわたり慎重に審査いたしました。

審査所見を申し上げます。

予算に対する執行は適正なものと認められますが、国の施策や社会情勢が目まぐるしく変化することから、今後、財政確保のため、さらなる賦課徴収を強化し、財政計画を策定し、適正な事業の選択、実施を求めます。また、行財政改革による平成22年度の削減実績は2億1,522万円で、第1次——これは平成18

年から22年にわたる第1次計画です——の削減額は18億5,000万円となったが、平成23年度からの取り組みとなる第2次の行財政改革により一層強力な推進を求めます。

それでは、歳入についての所見です。

滞納者を個別に精査し、法に基づいた滞納整理を強力に推し進め、税の公平性を保ちながら徴収率のアップにつなげること。

町民の納税意欲を高め、現年度課税の徴収率アップを図ること。

続いて、歳出についての所見です。

国の緊急対策交付金や地域活性化交付金の事業において、町内の経済活性化につながるよう実施すること。

松岡地区農業集落排水施設から五領川公共事業に接続は、処理の超過、設備の老朽化更新、中部縦貫道路の工事時期を見込み、計画を明確にすること。

幼稚園における保育士の正規職員と嘱託員の適正な配員計画を明確にし、過度の嘱託員依存にならないようにすべき。

審査結果について報告いたします。

議案第27号の認定について、11月14日の委員会で、参加委員11名、10名の賛成、1名の反対となり、審査意見を付して妥当と認め、原案のとおり認定することに決しました。

以上、決算認定について議員各位のご賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今、委員長が決算審査の状況や、また指摘事項といたしますか、という内容についても報告しました。

例えば歳出のところかというと、町内の経済活性化にとか、いわゆる下水道関係の接続問題や、また正規職員の適正確保・採用ということについては認められるところであります。

ただ、結論が認められないんですが、その点で委員長が答えられるかどうか分かりませんが、討論の前の質問として委員長もしくは行政に答弁を求めたいと思います。

1つは町の人事の問題ですが、今、人事は公平で、これこそ職員の能力を引き

出せる最良のものとなっているのかどうか。どう考えておられるのか。

2つ目は職員比率、特に現場職員。保育士等については、今委員長も言われていましたが、適正な採用と確保という話ですが、以前は、例えば保育の現場などでは正規職員を6割、7割と確保していきたいといった方針も今回は回答の中でそれが見られませんでした。これはどういうことか。

さらに、今でも事業の進め方の状況で見られるのは、事業の内容が決まってしまうまで議会になかなか示されないということは一貫して変わってこないなと思っ
ているところ。一方で、大きな事業やいわゆる箱物を進めるときに住民の中に大きな疑問があるとすると、そういうときにはやはり住民の声を率直に聞く
ということが必要だと考えています。

一方で、町は、町長が諮問機関的な要素で設けている永平寺町創造委員会です
か、ここの意見は聞いて政策に反映しているということが報告にも書かれていま
すけれども、しかし、それでは住民から大きくいろんな意見を聞くということに
はなっていないんでないかと思っています。

さらに5つ目として、早くから中期財政計画を示すべきではないか。やっぱり
いろんな事業を進めるときには、そういうものを示しながら各事業の優先順位を
決めていくということを議会も指摘していると思うんですが、これも23年度末
に示されると。ただ、末では24年度の予算が決まってからの話ですから、それ
はやっぱり本末転倒と言えないか。

6つ目は税の問題です。これは指摘事項の中にもありましたけれども、私は累
積繰越滞納額、これが町税で1億9,000万、国保税で約9,000万、合計
2億8,000万にも上るわけです。国保税については別会計ですから直接ここ
には関係ありませんが、これもどうやってこうなってきたのかということがやは
りまだ、解決の方向も含めて示されていないのは問題だと思っています。

7つ目ですが、いわゆるこれまで国から臨時経済対策とする国の補正予算等が
いろいろあって町にも交付金がおりました。地域活性化、住民生活に光をそ
そぐ交付金とか地域活性化・きめ細かな臨時交付金等、今年度も合計4億円程度
ありましたけれども、これらが基金に積み立てられているのではないかという指摘がマ
スコミでされています。国のほうも金余りを、こういう点を含めて指摘している
点はないのか。そういう意味ではちょっと心配なところでもあります。やはり地域
の経済対策として使うべきであると。これは指摘の中にもあったとおりです。

8つ目は、福祉部門等でやはり多くのところで委託していくという方式がとら

れていますが、町が直接事業を実施する、そういういわゆる孤塁を守るといいますか、ここだけは絶対死守してくという方向が見えないまま進められていくのは私は問題だと思っているので、その辺もお聞きしたいです。

9つ目は消防の問題です。町長は今の体制がよくて、これからそれをもとにいろいろ考えていきたいということですが、今の体制が続くというのなら、これだけ職員の数が減ってしまうというのは私は問題だと思っています。職員減による現体制での弊害をどう考えているのか見えてきません。

一般会計の最後ですが、河川公園の管理の問題で見られましたけれども、いわゆるシルバー人材センターへの管理料の委託でございました。私は一般業者がやっている仕事を、シルバーのほうが安上がりだということで仕事を取り上げるといのは、地域の経済対策としては最もやってはならないことだと思っています。小さい予算ではありますが、こういうことをやられると町内の業者は生きていくべがなくなるわけですから、その辺はどう考えているのかもきちっと決算のところでお聞きしたいところです。

特別会計については、私が反対したいと思っているのは国保会計と後期高齢者医療制度の会計と介護保険であります。

国保については、22年度は一定して医療費が安定しました。ただ、行政としてもこれを手をこまねいて見ていたわけではないと思うんですが、この年に健康づくり事業の計画がつくられて、それがスタートしました。しかし、現実的には今年度は大きい上昇です。本町は保健師が多い、多いと言われているんですが、こういう中で徹底した、いわゆる各末端まで回った健康づくりの指導をやる時期に来ているのではないかと思いつつ、ここに踏み出せていない状況があると思います。その辺を聞きたいと思います。

後期高齢者の医療制度については一言、差別的過ぎるという点についてどう考えているのか聞きたいと思います。

最後ですけれども、介護保険ですね。やはり介護保険は、地域でも安心して暮らしていける状況にしていくために町として何をやるのかという重点的な施策が見えないと思っています。委託だけではいけないと思うので、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

もし委員長が答弁できる場所があったらお願いしたいと思いますが、答弁できないところについては理事者に答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） かなり数多い質疑がありました。

これ一つ一つ確認しながら、私が答えられることと理事者側の答弁を求めるといふことで進めていきたいと思ひます。

最初の本町における公正な能力を引き出すような人事という件なんですけれども、これは理事者側のほうからひとつ答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 人事についてのご指摘でございますが、職員個々の能力あるいは資質等を十分重要視いたしまして公正な登用を行っております。また、適材適所の原則で人事を行っているところでございます。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 2つ目は、本町の正規の職員と、それから嘱託職員の配分比率ということのお話でした。

これにつきましては、決算特別委員会では子育て支援課のほうから、正職員、それから嘱託職員の割合が提示されました。答弁の中で、子育て支援課、特に保育士さんにつきましては、その年度によっては多少必要数が変わるが国の基準による職員数を確保し、嘱託員は全員有資格者を採用していますということです。幼児の保育や教育に特に支障はないと考えているということで答弁をもらっております。

この件につきましては、委員長報告の中にもありますように、これから幼稚園における保育士の正規職員と嘱託員の適正な配員計画を明確にし、過度の嘱託員依存にならないようにすべきということで所見を出しております。

3つ目につきましては、事業内容につきましては、本町が行う事業につきましては事業前から住民の意見を聞くということでのお話、提案がありました。

今回の決算特別委員会では、希望の永平寺創造事業において住民のためのまちづくりを目指していると言うが、そのような提言で政策に生かされたのかという質疑に対して、答えとして、委員会では町総合振興計画を各種計画の策定、それから実施について町の主要事業については意見交換を行っており、町は事業内容や予算に対する提案を新規事業や事業執行に生かしておるといふ回答を得ております。

4つ目ですけれども、中期財政計画についてのお話です。23年度に計画を行うということですが、これについて少し補足を理事者側のほうからお願いいたします。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 中期財政計画を早期に示せというご指摘でございますが、一般質問でもお答えいたしておりますけれども、今年度末にはお示しをしたいということで今作業を進めております。

24年度から28年度までの5カ年計画ということでございます。現在、編成中の24年度の当初予算との整合も図りながら5年の中期財政計画を年度末にお示しをしたいと、このように考えております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 4つ目の中期財政計画の次の5つ目は、ちょっと済みません。

○議長（河合永充君） 税の。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 税の滞納に対する質疑は、この決算特別委員会でも行われております。そして私の委員長報告の中でも所見の歳入のところで述べております。

再度申し上げます。

滞納者を個別に精査し、法に基づいた滞納整理を強力に推し進め、税の公平性を保ちながら徴収率のアップにつなげること。

現年度の徴収率アップも図ることということで、委員会の所見として提出しております。

それから次に、国の交付金を地域の活性化につなげてほしいというお話だったと思います。

それにつきましても所見にありますように、歳出のところの所見で1番目のところに、交付金や地域活性化交付金の事業において、町の経済活性化につながるように実施することということです。

決算委員会におきましては、平成22年度の実績の報告と、それからもう一つ、元請に対してできるだけ町内の業者を下請に採用していただくということでの依頼を行っているという確認をとっております。

よろしいでしょうか。

続きまして、福祉関係のいろいろ事業、施策につきましても町がもっと主体的に動いてほしいというようなお話だったと思います。よろしいでしょうか。

この件について、理事者側のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 福祉関係につきましては専門性が非常に重要となっている点もございます。それで町といたしましては、これらの委託業者と連携をとりながらいろいろな面で進めているというのが現状でございまして、やはり専門性を重要視するということから委託のほうがよりよいということで進めております。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 次のお話は、消防体制の強化ということのお話だったと思います。

これにつきましては、当決算委員会では特にその指摘事項、回答ということには行われませんでした。これは議会として消防統合推進特別委員会を設置して、これから町当局、それから消防本部と推進していくという状況になっております。

よろしいでしょうか。

河川公園の管理の委託についてのお話だったと思います。シルバーセンターから業者さんへの業務移行ということに関してのお話だったと思います。

この件について、理事者側のほうの所管の部署からのお話をお伺いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 3つの永平寺町の河川公園につきまして、永平寺町シルバーの人材センターのほうで委託をするのは地元の委託業者の育成にはならないのではないかとというようなご質問だったかと思いますが、これにつきましては、まずこれにつきましてはプロポーザルを開催しております。そういうところで地元の業者の方々にも周知をさせていただいております。最終的な結果、永平寺町のシルバー人材センターのほうに確定、決定したということでございまして、決して当初からシルバー人材センターのほうに委託を持っていったというようなことはございませんので、皆様のほうに周知をさせていただいたということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 以上が一般会計の、今金元議員からのお話であったと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、特別会計について。国民健康保険事業につきましては医療費がアップということで、今後やはり末端までの健康指導といったようなものが必要じゃないかというお話です。それから後期高齢者医療特別会計では、ちょっと端的

な言葉で申し上げますと差別的過ぎるというようなお話でした。それから介護保険特別会計におきましては、安心して暮らせる施策を進めていただきたいというこの3つのお話でした。

いずれも理事者側のほうからお話をいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 住民生活課長。

○住民生活課長（市岡栄二君） まず国保の健康づくり関係ですが、平成20年度に後期高齢の制度ができて、同じ年に特定健康診査の計画ができました。

それで、住民生活課長、福祉保健課、保健センターと3つでいろいろ協議しまして、特定健診の受診率のアップということで一生懸命やっております。昨年、22年度は31%余りの受診率でしたが、本年11月末では一応今のところ40%を超える受診率となっております。すぐに結果が出るというものではないと思いますので、その点よろしく願いいたしたいと思います。

もう一つ、後期高齢者の件ですけど、差別的というふうなお話でございましたけれども、平成20年に国の法律で後期高齢ができました。来年の通常国会には新しい後期高齢の制度ができるというんですか、提案されるようなことも聞いております。そこでどのように変わるかは全然わかっておりませんので、その点よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（岡本栄一君） 介護保険会計でございますけれども、町の重点施策がないのではないかとございまして、今後介護者がふえる現状にあります。これは永平寺町だけでなくして全国的な傾向でございまして、やはり在宅福祉を重点的に行うということでは、町のほうといたしましては一般会計からの在宅福祉事業を重点的に盛り込んでやっております。また今後、在宅福祉に足りない施設の部分につきましても、デイサービスとかそういう面については十分に検討をしていきたいと思っております。

今現在行っています第5期の介護保険計画の中で十分検討をしていただきたいと思っておる次第でございます。

○議長（河合永充君） 終わりました。

もういいですか。

○3番（金元直栄君） 討論の ですから。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 先ほど委員長の報告について、1回目の質問の中で指摘事項等については反対するものではありません。結論として委員長報告に対しては反対の立場です。

それは22年度の決算に対する反対討論ですけれども、例えば決算を見て、学校の耐震化工事や子供の医療費の無料化、子育て等々、町民にとって必要で喜ばれる事業内容も含まれていることは当然認めるところであります。また、国保会計の繰り入れなども、それは町民にとって喜ばれることだと思っています。

反対理由の幾つかの第1は人事の問題です。

人事の問題について言うと、公平でこれこそ職員の能力が本当に引き出せているのかというところでは、聞こえてくる状況からも今の人事の状況では最大限に能力が発揮できるような状況になっていないのではないかと私は思いますし、不公平感が残るものだと見えています。

2つ目の理由ですが、これは現場職員のことで指摘もされていましたが、保育や給食など現場では、人事といいますか、非正規の職員がふえ、今では半分以上が非常勤職員となっています。五十数%と言われていたことから一部問題ありという指摘も受けているんですが、これらの職員比率を、いわゆる正職員の比率を半分また6割、7割にしていく方針を持っているということを以前は答弁していたんですが、今回はその答弁もなかったのは残念です。

3つ目ですが、今でも事業の進め方で見られるのは、事業の内容が決まってしまいうまで事業の内容が議会にも示されていないというところは問題だと思っています。今の時代に求められるのは、政策の決定というんですか、それを進めていく過程から住民に知らされるところに、住民とともに作り上げることが非常に大事な時代だと私は考えています。これが見られません。特に議会への説明なども事業が決まってからとなっている状況が見られます。

4つ目は、大きな事業やいわゆる箱物を進めるときに住民の中に大きな疑問が

ある事業については、住民の声を聞くべきではないかという指摘が議会でもありました。私もそう思います。広く住民から声を聞く、例えば住民アンケートもやらないというのは、本当にどこで多くの住民の声を聞くのかという心配があります。さらにこういう箱物の問題で言いますと、合併してあり余る公共施設、これらをどうしていくかという具体的な方向はいまだ見えていない中での問題だと思っています。

5つ目ですが、この間、議会から早く中期財政計画を示すべきだということを目指されてきました。私はやはり新年度の計面前には中期財政計画を示して、いわゆる主要事業もしくは優先順位というのを進めていく、そういう計画を持つことが早急に重要だと思っています。例えて言いますと公共施設の耐震化、学校以外にはほとんど進んでいない状況があると思います。消防体制の整備やほかのどれらの主要事業についても、どれが優先順位が高いのかということをおもっているのは私だけではないのではないかと思っています。災害時にその指令の核となる本所、支所の庁舎についてたびたび指摘しているにもかかわらず、緊急にでも耐震診断されることはありませんでした。本庁舎については、その年度に着手はありました。

6つ目は税の問題です。この点では累積滞納額が、先ほど言いましたように、町税で1.9億円、国保税で約9億円、合計2億7,000万円にも上ります。この内容が示されていません。恐らくあるであろう死亡や自己破産、行方不明、外国への転出などへの対応、いわゆる不納欠損処理がされていないのはどうしてか。これでは税務職員のやる気にも影響が出るのではないかと思うのは私だけでしょうか。まさに税収納業務の正常化が求められている一環の大きな事業だと思っています。

7つ目、この間、リーマンショック以来、臨時経済対策とする国の補正予算がおりました。先ほど言いましたように、地域活性化、住民生活に光をそそぐ交付金とかきめ細かな臨時交付金など22年度も4億円ありました。これらの交付金は、その入札差金も含めて町内の業者や住民に経済対策として使われてきたのか。当然使われてきた部分もあるのは認めるところです。

ただ、これらに相当する額が基金としてやはり積まれている。それはいろんな事業の残もあるんだと思うんですが、マスコミではこのことに着目しています。これまでの経験から言いますと、国は地方の金余りの口実に基金積み立ての問題を指摘してきたことが以前もありました。それを口実に地方交付税などの削減に

踏み切ったことがあるので、そういう意味では、経済対策というときにはどうあるべきなのかということもしっかり見据えて事業をやるべきだと私は思います。

8番目には福祉部門のいわゆる委託の問題です。やはり町が直営で行う直接やる部門というのを残しつつ、いろんな事業展開をやるべきだと思います。この点では再三指摘したのにそれが見られないように思います。

9つ目には消防の署所体制の見直しの方向が見えてこないということで指摘させていただきます。この問題については議会で特別委員会を設けられたのは皆さんご存じのとおりですけれども、一方で行革がどうかは説明がありませんが、行革でどうなったとかいう説明はありませんけれども、署員はどんどん減ってきて、署所というんですか、支署の体制では満足にとれない大きな支障が出ているということも私は問題だと思っています。もしこの体制が続くというのなら、人の確保はやはり最優先ですべきだと思っています。ここがやはり方向性をいつまでにという期限を切った中での方向性としてまた見られていませんでした。

一般会計の最後ですが、先ほども言いましたように河川公園の問題。確かにプロポーザル方式ということでいろいろ指摘はされたんですが、やっぱりシルバー人材センターに受けさせるというやり方ではなしに、例えば分割してでもいい、町内の業者が受けやすくする、こういうことをやっていかないと私は大変だと思っています。シルバー人材センターの存在というのは、私はそこにあるのではないと思っています。行政として一考を求めたいと思うところです。

特別会計の問題ですが、国保会計です。この年は国保会計で医療費の減少が続き幸いな点もありました。そういう中で一般会計から年間2,000万円の繰り入れも、これは評価されるところです。

ただ、保健事業の強化で町民の健康づくりはどうだったのか。この年は、やはり緒についたばかりまだ問題があるのではないかと私は思っています。先ほどの報告では、いわゆる健診率が31%から今年度は40%になったと、これは大きく評価できるものだと思いますが、今年度の問題です。この年で言いますと、やはり本町は保健師が数多いということをよく聞きます。理事者の答弁の中から聞きますが、そういう意味で言いますと、以前、脳卒中の多かったところに食生活改善として徹底して保健師が地域に入っていった、そういう方策もとるべきではないのかというのと同時に、保健師の問題で言いますと、国保保健婦という位置づけで以前は保健師が配置されていました。そういう意味がどこにあるのかということも含めて事業をどう展開していくのかをやっぱり考えていくべきだと思っています。

います。そういう点ではまだ弱いのではないかと思います。

後期高齢者医療制度の問題について言うと、やはり差別的で、特定健診というのはいわゆる後期高齢者を対象にしていません。これはご存じだと思います。年齢制限があります。そういう制度を設けて、この制度の中でこれまでやっていたいわゆる健診活動に年齢制限を設け、医療費の問題でも制限を加えるというのはやっぱり差別医療だと思っています。国でも見直しの方向と言いますが、ちょっと当てにならない状況もありますけれども、やはり差別のないような制度にするべきだと私は考えています。

介護保険の問題です。これは最近の具体的な例として、在宅で重度で本当に大変な人たちがもうお金がなくて施設に入れられないという状況があります。これは具体的な例で示しました。そんなことを考えると、介護保険のあり方が今問われているところだと思うんです。確かに要介護者が、要するに高齢者の増加に伴ってふえている現実がありますから、そういうところで進めている保険の事業主体では大変な状況もあると思いますけれども、やはり直営でどうしていくのかということも含めて介護保険の制度を支えていくことを行政がやっていくべきではないかと思うところです。特に住民の実態に即した制度を今考えていかないと、いわゆる国から言われた内容で進めていくということになってしまいはしないかということがあります。この辺ではぜひもっと強化すべきことを求めたいと思うんですが、いろんな意味で会計の状況を見ると、やはり今指摘した部分については賛成できる点はないと思っています。

ほかの簡易水道や農集、下水道、また上水道については、今回反対の対象とはしていません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私は、委員長に賛成の立場から申し上げます。

ただいまの金元議員の人事の問題、現場職員の正規の問題、また事業の議会への説明不足、また箱物を建てる場合での住民への声とか、また中期行財政、それに伴う税務課の収入の面では滞納が2億8,000万ですか、あるというようなこと、これも税務課としてはいましばらく猶予をいただきたいということで、今後は議会の提案事項としてこの議会としてまた提案をしていきたいと思っています。

福祉の問題、介護問題とかいろいろございました。そのほかにまた河川公園の

ことも言われましたけれども、その質問がありましたが、先ほど委員長及び理事者側から言われたとおりでございます。去る10月4日から14日の決算特別委員会での総括及び取りまとめにおきまして、決算特別委員会での各委員の指摘されました事項に対しましては詳細にわたって審議し、議員の指摘事項の取りまとめを行い、理事者側に資料や回答を求め各議員に配付しているところであります。また、現地視察におきましては、一部指摘事項もありましたが、おおむね計画に沿った成果が得られたものと思っております。

また、まとめを含めまして7日間の審議を行いまして、予算執行が公正、適切かつ効率的に行われました。また、の政策につきましては、行政効果があったかどうかということの町政全般にわたっての各議員からの質問に対しましても、事務処理に携わる人件費の削減や委託料に係る経費の削減などコスト削減にも取り組み、事務処理についても法的に適切に処理されております。

しかし、扶養費につきましては、緊急を要する件につきましては今後適切な運用を図るべきだと思っております。

予算に対する執行は適正に処理されていることから、私は委員長報告に賛成するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第27号、平成22年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数であります。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。
～日程第2 議案第28号 平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第2、議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を議題とします。

本件は、去る平成23年8月30日、決算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） ただいま議題となりました議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての審査報告を申し上げます。

平成22年度の決算書、成果表、事務報告書、監査審査の結果及び意見書に基づき、副町長、所管課長、関係職員の出席を求め、現地視察を含め慎重に審査いたしました。

予算に対する執行は適正なものと認められますが、簡易水道事業と上水道事業が平成24年度に一本化されるため、早急に簡易水道からの繰り出し基準を定めることを審査所見とします。

審査結果について報告します。

議案第28号の認定については、11月14日の委員会で、参加委員11名中、10名の賛成、1名の保留となり、審査意見を付して妥当と認め、原案のとおり認定することに決しました。

以上、決算認定について議員各位のご賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最初に言っておきます。私は反対するわけじゃないですが、今、委員長報告の中でありましたいわゆる一般会計の繰り入れの要件については行政から明確な答弁ありましたか？

○議長（河合永充君） 8番、川崎君。

○決算特別委員会委員長（川崎直文君） 当委員会での具体的なお話はありませんでした。

この件について、理事者側からお話をお伺いします。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 水道事業の統一に関しましては、ことし10月に県の

許可をいただきまして、現在、その統合に向けた準備を進めさせていただいております。

それで企業債の償還でございますが、企業法ではもとの簡易水道事業債の元金の2分の1は繰り出しできるという基準になっております。そこでまだ財政担当課と詳しい協議はただいま行っているところでございます、その辺の基準が決まりましたら、またお示しをしていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これが適切かどうかわかりませんが、いわゆる簡易水道における起債というか借金について言いますと、統合のときにそれが企業会計に持ち込まれるということになると思うんです。

本来で言ったらその問題は、例えば合併前のことでもありますからある一定時期にある一定額を減らすと。それ以後は一般会計からの繰り入れはできるだけ少なくする。必要な金額はせなあかんですよ。借金返しについてはしていかなあかんですが、そのために合併の中で必要なことですからそれができるのかどうかはわかりませんが、いろんな起債を起こして行政から支援を受け、例えば資産圧縮とかいうことも含めてしておいたほうが、企業会計の経営についてはいいんじゃないかと私は思っています。だから以前から大きな投資事業があったときには行政から繰り入れをして、その分どうするんかというときには試算圧縮をして経営に当たるということも考える一つの方法ではあると思うんですね。ぜひそんなことも含めて考えていってほしいなと思います。

それが今までの答弁ですと、企業会計には一般会計から繰り入れはしないということしか言ってなかったですからね。その根拠はできないということでした。そのことを思うと、やはりそこらはきちっと整理しておいたほうがいいと思うんですが、一言だけお願いします。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） ただいまの現在のの上水道会計では一般会計からの繰り入れはいただいておりますので、健全な運営がなされていると思っております。

それで簡易水道が統合しますと、今までいろいろ事業を行ってきました。それで簡易水道のときは一般会計から繰り入れました状況で、やはり経常経費等が今現在の試算でやりますとかなり来ておりますので、その辺はもう一度精査させていただきまして繰り出し基準は定めたいと思っております。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第28号、平成22年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を委員長の報告のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第3 議案第36号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第4 議案第37号 平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第38号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第39号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第40号 平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第41号 平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第42号 平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第3、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第42号までの7件を一括議題とすることに決定しました。

本件は、去る平成23年11月24日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算特別委員長として審査報告をいたします。

去る11月24日に開会した平成23年第4回永平寺町議会定例会本会議において当委員会に付託されました議案第36号から議案第42号までの7議案について、12月8日に予算特別委員会を開催し、慎重に審議し審査をいたしました。その結果、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算、議案第37号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第38号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算、議案第39号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第40号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算、議案第41号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算、以上7件の補正予算案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

歳入歳出総額6,375万8,000円を追加する平成23年度永平寺町一般会計補正予算は、防災行政無線設備の検査調査費、コミュニティバス運営事業の債務負担行為、重度障害者の医療費、子ども医療費の増額、在宅介護サービスの外出支援事業の拡充、太陽光発電設備補助、合併浄化槽設備補助の増額、スズメバチ駆除費補助金、農業再生協議会補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の増額、町営駐車場の管理委託料の増額、県営事業負担金の増額、本年7、8月の豪雨による災害復旧事業費等のほか、本年の人事異動等による人件費の補正と給与改定に伴う人件費の補正予算でありました。

特別会計補正予算6件については、給与改定等に伴う人件費の補正のほか、国民健康保険事業会計では、療養給付費や出産育児一時金の追加、高額療養費の貸付金、介護納付金等の補正。介護保険特別会計では、介護予防住宅改修費の追加。簡易水道事業会計では、給水管の修繕。下水道事業会計では、公共ます工事費等

の増額。農業集落排水事業会計、上水道事業会計では、中部縦貫自動車道関連の移設工事設計費等の補正が主なものでありました。

審査中における委員による質疑の主なものは、防災行政無線設備委託料について同報系と移動系との調査説明を。停電時と対応として広報車及び拡声器などの装備を充実したら。毎年移動系の保守点検を行っていると思うがそれと委託料との関連は、外出支援サービス、軽度生活援助、地域支え合い事業の内容は。地域支え合い事業について社協に任せっきりでなく行政がかかわるべきでは。雪下ろし事業について勝山市は行政が窓口になっているが本町はどのように考えているのか、また全庁的に雪下ろし事業に対応しては。子ども医療費の増は昨年から中学生までの医療費拡充による理由なのか。太陽光発電について9月補正、12月補正と追加するのは見通しが甘かったのでは。太陽光発電の導入件数と導入した利用者の感想は。下水道の計画区域外について今後の計画変更等で組み入れることはないのか、計画区域の変更はあるのか。合併浄化槽の設置補助金は今後も維持するのか。災害復旧の工事できるだけ早い着工を。県単土地改良事業について減額になっているが他の地区の要望に回すことができなかつたのか。老朽化による用排水路、計画を立てて改良事業を行っては。河川の改修計画、地域住民に対し詳しい計画説明を早く。県営河川工事の整備内容と時期及び繰越分の原因は。永平寺川と芝原用水の導水管との交差部分に落差があるためサクラマスが遡上できないなどそれぞれ各委員より質疑があり、その都度、理事者より回答がありました。

以上7件の予算案は十二分に質疑応答が交わされ、審査されたものであります。

審査の結果、いずれも原案どおり可決されたことについて各委員に深く感謝を申し上げ、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会の委員長の報告といたします。

○議長（河合永充君） これより日程第3、議案第36号から日程第9、議案第42号までの7件について、1件ごとに議題とします。

まず、日程第3、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、議案第43号の一般職員の給与に関する条例の一部改正に反対の態度をとりました。そこで個々の特別会計、国保についても1回1回

立ったり座ったりするのはちょっと大変だと思うのでその辺は一括で一般会計のところで言うておきますけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

国は人事院勧告を見送ったということですね。国の給与を一つの基準に地方自治体の職員の給与も決めるというのは人勧制度の一つの柱です。そこが1回見送られるということは、特別に別の項目でやるにしても、これからの比較の場合は地方公務員の場合は基本に差が出ると見るのが一つなのか。

それと2つ目は、町が示しているのは1人平均1万8,000円程度の削減ということでした。実はこの間、それ以後報道を見ていますと民間のボーナスは昨年、ことしと増加しているんですってね。そういう報道がされていました。そういう中で公務員はボーナスで年間を減らすんですが、1人平均1万8,000円で二百数十人ですから、これで4,000万円以上減らされると見ていいんですかという確認が2つ目。

地域経済のことも含めると、やっぱりそれだけ公務員給与が削減されるということはその消費も大きく落ち込むことになるんじゃないかと思うんですが、その辺どうお考えでしょう。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 委員長としてお答えをさせていただきます。詳細につきましては、後ほど担当の総務課のほうからご回答を願いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、この給与は、本来ならば市町村としては独自に給料表を定めるのができるものだと思っております。しかし、いろんな基準から国に準じて給料表をし、今回、町が県の人事委に準じてされたということ、これは非常に苦しい立場があったと思われませんが、やはり長引くデフレの影響ということで景気の低迷を気にしながら民間と公務員との給与の格差を考慮し、されたものだと思います。

一時、役場の職員は民間より非常に安い時期がございました。しかし、バブルがはじけたころから徐々に逆転をし、現在では民間よりやはり公務員の給料は高くなっていると。確かにこの公務員の給料が地域経済に及ぼす影響はあると思いますが、それは職員が自覚を持って、できるだけ地元で地元の経済の活性化のために努力をされるということをお願いをいたします。

あと、詳細につきましては総務課のほうからお願いをいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君）　まず1点目ですが、今回、国家公務員につきましては、本年の大震災に対応するというので別建ての給与改定をするというふうに向っております。その関連法案が現在通っておりませんが、そういうこともございまして、ことしに限って言いますと国家公務員と地方公務員の内容は異なっておりますけれども、これまで同様、人事院あるいは各都道府県の人事委員会が実施したところによります官民格差を是正するための給与改定の内容に沿って本町は給与改定を実施させていただいたところでございます。

それから具体的な引き下げでございまして、平均すると1万8,900円の年間所得で言うところの引き下げになるというふうなことを申し上げました。これが今回の補正予算で申し上げますと、予算の説明書の3ページに書いてございますが、今回の本町の一般会計を初めとする全会計の給与改定に伴う減額は182万9,000円でございます。これはあくまでも当初予算と、それから給与改定後に必要になる予算を比較した場合、この182万9,000円が減額になるということでございます。そして3,291万9,000円の減額につきましては、今年度当初の人事異動あるいはその会計官による職員の異動、あるいはその項目からの職員の支出の移動、また年度途中の育児休暇取得による給料等の減額、こういったものが含まれてございまして3,291万9,000円の減額となっております。

1万8,900円の減額が0.29%ということで、二百数十名の職員の減額となりますと相当な金額になるのではないかとご指摘でございますが、一般会計を初めとするこの給与総額の0.29%相当が今回の給与改定によって削減されるというものでございます。

それから3点目のこの給与改定によってその地域経済に与える影響ということだと思いますが、公務員の給与改定につきましては民間との比較をして、そして高い場合は引き下げあるいは低い場合は引き上げるというふうな原則になっております。その状況を調査し、その根拠となるものが、人事院あるいは各都道府県人事委員会が毎年実施しているところの勧告でございます。本年度は震災への対応のために国家公務員はこの人事院の内容を実施しておりませんが、地方公共団体におきましては人事院あるいは都道府県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行っているところでございます。国や、あるいは他の地方公共団体と均衡を失することなく行うこととされている、そういった規定に基づきまして、本町におきましても本年度の給与改定を実施しておりますのでご理解をお願いしたいと思

ます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 確かにそういう今の説明は聞くんですが、1人当たり1万8,900円で職員数は250、266と4,500万ぐらいになりませんか？ 私はかなりの金額になるのではないかと考えているところです。

ただ、民間給与の問題で言いますと、最近低い低いと言われているのは、皆さんご存じのように1990年代に導入された労働者派遣法、それが特に現業といえますか、いわゆる製造現場にも持ち込まれることによってどんどん臨時雇用がふえてきました。国民の多くが、今、働く人の3分の1ぐらいが非正規雇用だと言われています。そういう中で全体に民間給与が引き下がっているのが事実です。それをそのまま認めていったら子供を産みふやすこともできない状況になるというのは、皆さんご存じやと思うんですね。

こんなときに公務員が率先してそういうところののっていくということになれば決して高くない。特に本町の職員なんかはラスパイレス指数も8割台、9割切っているという話ですから、その辺を考えるとやっぱり安易に下げるべきではないと私は思っているんですが、そこはどうなのでしょう。単純に民間が安い、安いと言いますが、ボーナスの支給状況で言うと、民間は去年、ことしはふえているという報道がされているんですよ。それは大企業だけの話ですかね。もうかっているのは。ほうやろうね。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 民間との給与の比較、これは我々町レベルではそういったことを行っておりません。しかし、国あるいは各都道府県の人事委員会はそれぞれの地域で民間との比較を行っております。

仮に永平寺町でそういう比較をした場合どうなるかということだと思いますが、そういうことはなかなか我々もそういう手法を持ち合わせておりませんのでこれはちょっとできませんけれども、福井県の人事委員会の行っている調査と永平寺町、本町とのその民間との比較を考えますとそれほど大きな開きはないように私は考えるところでございます。それはもちろん大都会の東京都の大企業が集中している、そういった都市との比較をしますとそれは相当の開きがあるかとは思いますが、福井県内では各市町の中で十分そういったことも考慮しながらやっておりますので、今おっしゃるようなことはそれほどないというふうに思っております。

それと、先ほどちょっと数字を出されましたが、1人当たり1万8,900円という減額になるということで、これをうちの職員数、260名程度ですが、これを掛けますと500万円程度になりますので、本町の場合、本来の給与改定で影響が出るのはそういった金額ということでご承知おきをお願いしたいと思えます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。

まず、日程第3、議案第36号に対する委員長報告に反対の意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 一つ一つ一般会計からやっていくということですが一括で私は言うておきます。

やっぱりこの時期、経済的にも大変な状況の中で公務員の給与削減ということは地域経済に与える影響も大きいし、やる気の問題にもつながると思いますので。例えば1人当たり1万8,900円、それを現金で渡したら町内で大体ほとんど使われると思うんですね。そんなことも考えると経済効果の問題は若干やっぱりあるんでないかということを思います。

そういう意味では、ラスパイレス指数の低い本町にとってこういう引き下げは問題やと思いますし、これが含まれた予算でありますので、一般会計を代表的な一つの評点として反対討論とさせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 私は、議案第36号、平成23年度一般会計補正予算に対し賛成の立場から賛成討論を行います。

11月24日の本会議におきまして、松本町長から平成23年第4回永平寺町議会定例会提案理由が表明され、一般会計の補正予算が上程されました。補正予算の総額は一般会計で6,375万8,000円、補正後の歳入歳出予算措置は89億6,292万9,000円となります。

この上程された一般会計補正予算につきましては、12月8日の予算特別委員会において十分なる審議を行いました。

一般職の給与に関する条例の一部改正に基づき、人件費の補正が適切に計上されております。

民生費の重度障害者医療費、子ども医療費等の助成事業での増額計上されております。補正予算に基づき、しっかりと事業を遂行していただきたいと思っております。

7月と8月の豪雨災害で国の災害復旧工事、災害復旧事業として認められた農地災害復旧、農業用施設災害復旧、林道災害復旧、道路橋梁災害復旧の各工事費が計上されております。計上された予算に基づき、災害が拡大しないように早期の実施を望みます。

以上、主な審査の所見を申し上げます。

提出された一般会計補正予算は慎重なる審査の結果、妥当で賛成するものであります。よって、議員各位の賛成をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、討論を終わります。

日程第3、議案第36号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4、議案第37号、平成23年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第37号、平成23年度永平寺町国

民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、議案第38号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第38号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第39号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第39号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第40号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第40号、平成23年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第41号、平成23年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これ44号やね。

○議長（河合永充君） 41号です。

○3番（金元直栄君） 勘違い。済んません。

○議長（河合永充君） 質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第41号、平成23年度永平寺町農

業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第42号、平成23年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

30分より再開いたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第10 議案第44号 永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第10、議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成23年11月24日、産業建設常任委員会に付託されました議

案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

9番、多田君。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） ただいま上程されました議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、本委員会に付託されておりますので審査結果を報告いたします。

平成18年の合併協議会の調整項目として、合併後5年を目途に従量制で統一すると定められており、他市町の実例も慎重に審議し、少しおくれましたが今議会において、上志比地区の従来定额制から使用水量による町の統一料金体系を図るもので、今後、井戸水の使用家族の対応、また地元住民への周知を図るため説明会等の開催時期についての答弁を求め、会議規則第77条の規定により、案件につきましては委員会全員で可決したことを報告いたします。

○議長（河合永充君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それでは質問させていただきたいというふうに思います。

一般質問でもさせていただきましたが、それぞれの地域によってその料金体系が異なっているという点、それから料金体系の住民平等の原則から統一を図るという点については理解できるものでありますが、今回、大幅な改定、特に上志比地区においては大きな金額になる、それについて事前に住民の方々に周知または理解を求めるといったことが必要であるというふうに思うんですが、その点についての質問はなかったかという点。

それからもう1点は、同じくその料金について大幅に金額が変わる場合、増額になる場合は一定期間の間に緩和措置を設けるというふうな点も考慮すべきじゃないかという点についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） この問題につきましては、行政よりひとつ答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） それではご回答をさせていただきます。

まず1点でございますが、今回の料金統一に係る条例改正等、内容等につきま

しての住民の方々への周知についてのお話かと思えます。

ちょっと重複いたしますが、今回の改正内容につきましては、合併協議の調整項目の中の下水道料金につきまして、この調整項目には「合併後5年以内」と記されておりますが、5年以内に料金体系を従量制で統一するという調整方針が決定をされておりました。これを受けまして、今回、住民平等の負担原則の観点から使用水量に応じた使用料の負担をお願いするものでございます。

それで住民の方々、当然上志比地区におきましては定額制から従量制という形で料金体系が変わります。また、それに伴いまして使用料金等も、現在の試算では世帯全体では50.1%の世帯で金額が減少し、48.8%の世帯においては増加するという試算も出しております。

こういう状況を踏まえた中で住民の方々への周知の方法はというご質問かと思えます。これにつきましては一般質問等でもお答えをさせていただきましたが、あくまでも使用料の改正等につきましては町の条例等で定められております。当然のことながら、この使用料の改正等につきましては、議会へ十分な説明をさせていただき条例改正をお願いをした後、お認めいただいた後に住民の方々への説明等を行っていきたいと考えております。

その周知の方法につきましては、当然のことながら各家庭への改正内容等のチラシと詳細のチラシ等の配布及び広報紙、またホームページ等十分広報媒体を利用した形での周知をしていきたいと思えます。それと一番大事なのは、地域での住民への説明会も行っていくということで、十分今検討、計画を進めているところでございます。

それと、先ほど申したとおり、合併当時にこの料金の統一が調整項目ということで決定をされておまして、この周知については、今議員おっしゃるのは、それからそういう周知もない中で今回こういう形で条例の改正等を出して、住民に対して説明というのが時期的にどうか状況的には遅いのではないかというご質問かと思えますが、合併当時に行政情報の冊子といたしまして各戸へ配布をいたしました「新「永平寺町」暮らしのガイドブック」、5年を過ぎましてなかなかお手元には云々かと思えますが、当時そのガイドブックを町のほうから出ささせていただいております。その中の下水道料金の項目のページの中に「下水道料金については、5年以内に統一する予定となっております」ということで、そういうお言葉も掲載をさせていただいている状況でございます。こうした経緯を含めまして、周知につきましては、あくまでも条例改正をいただいた後に区長会を含め

て各地区の住民説明会、また広報紙等、チラシ等で十分な形での住民の方々への説明を行っていきたいと考えております。

それともう1点、先ほど申したとおり、今回の料金の統一によりまして料金等が大きく増加することも考えられます。その点につきましての緩和措置はというご質問かと思えます。

これにつきましては、先ほど申したとおり、合併協議の調整方針の中では5年以内という形でうたわれておりました。現実的には今回、改正の条例を上程させていただき、施行につきましては来年の6月ということで実質的には5年を越えた1年2カ月後の施行という形になった次第でございます。

なお、この5年を越えたという経緯につきましては、今回、定額制から従量制という移行につきまして、県内はもとより県外各市町村等、該当事例のあるところにつきましての照会、また現地へ出向きましての聞き取り等の状況を十分精査し、町内で十分検討させていただきました。そういう経緯のもと、今回、条例の改正となった次第でございます。ひとつこの点をご理解いただきたいと思います。

それで緩和措置につきましては、こういう5年という期間を十分調整の期間として充てさせていただいた点と、もう1点は、先ほど申した合併協議の中で、水道料金と下水道料金の2つが公共料金として統一をということで調整方針として打ち出されておりました。そのときには、簡易水道料金については合併後3年、下水道料金については5年後という料金統一ということで合併協議の中で協議をいただき、決定を見た形でございます。

そのときの状況と経緯をお聞きしますと、簡易水道料金、また下水道料金を同一時期に統一をすることによって住民の方々に大幅なご負担等もまた考えられるということで、簡易水道料金については3年、下水道料金には5年という形である程度時期をあげた形での料金統一ということで決定を見たとお聞きしております。こういう状況の中、また今、簡易水道料金については21年の4月に改正をされておりますが、このときにおきましても、地区によりましては安くなる、料金が減少する、また増加する、当然そういう形での状況は見受けられましたが、簡易水道の料金の統一の当時におきましても緩和措置等は行わない形で住民の方々に十分ご理解をいただくような形での対応をさせていただいた状況でございます。

そういう経緯を踏まえまして、今回の下水道料金の統一につきましては冒頭に申したとおり、住民平等の負担の原則から、あくまでも今回はひとつ緩和措置等

は設けず、皆さんにご理解をいただいて下水道の料金を統一してまいりたいと考えております。

よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 質問は4点あります。

1つは、最初はこの部分だけをお聞きしたいと思いますが、議会には料金改定の説明書ということで、下水道料金統一案に係る説明書ということで資料が出ています。この中には現行との比較等について出ているんですが、この内容を見てみますと、上志比地区では平均して年間調定額が33.7%引き上がることになる、永平寺地区では8.1%下がることになるという内容です。これについては、この次に下水道料金の料金表が出てきますので、永平寺地区についてはそれによることになると思うんです。

そこでお聞きしたいのは、このいわゆる上志比地区についての引き上げ幅について、33.7%、率直にこの数字をどう思うかというのが第1です。その辺どうでしょう。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） お答えをさせていただきます。

議会の全協等でもお示しをいたしました今回の下水道料金の統一に係る資料等からのご質問で、統一をした場合の現行との比較の中で上志比地区と永平寺地区の2つの状況をお示しをいたしております。その中で今後、料金を統一した場合の年間の調定額の数字等のご質問だと思いますが、試算の中では、上志比地区については増減率が33.7%、永平寺地区については逆にマイナスの8.1%という試算をいたしております。

これで33.7%の数字に対しての考え方でございますが、今回、定額制から従量制、定額制の中でも基本料金プラス人数割ということで料金を算定をさせていただきます。それで今回、料金的に見ると上志比地区については33.7%の増という試算でございまして、この内容といたしましては、従量制につきましては使用水量が多くなれば基本料プラス超過料金内で超過料金の計算がされていきますが、当然従量制とは違って、定額制については先ほど申したとおり、基本料金プラス人数割ということである程度の上限がないような形の料金の体系となっております。

それで今回、上志比地区においては平均で33.7%の増というのは、考え方としては、一般家庭ではなく事業所等については少し大きな増加の率ということで、この33.7%の大きな数字については事業所等に対する増加率ということで受けとめております。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私はやっぱり、事業所も含めてですが33.7%というのは非常に大きな数字だと私は思っています。

合併時のいわゆる公共料金の統一の問題では、簡易水道は3年後、公共下水は5年後までにとということが書いてあるということですが、私がそこでお聞きしたいのは、合併時には公共料金は安いほうに、もしくは低いほうに合わせるという約束はなかったんですか。私はそう思っているんですが。国民健康保険税とかそういうふうなところについてもそうしてきたと思っているんです。簡易水道の統一については、ほぼそれほど問題にならないかなという数字でした。ところがこれは大き過ぎるので、その合併時との約束の問題で言うと一つおかしくないかというのを聞きたいのと。

3つ目は、やっぱりこれだけ大きいと激変緩和期間というのは設けるのが筋で、ほかのところでもそういうことをやっていることがあると思うんですね。そこは率直にそうしていくつもりはないということですが、それはちょっと低いほうに合わせるという申し合わせの中でもおかしくないか。激変緩和期間はやっぱり設けるべきやと思うんですが、再度ご答弁をお願いしたいのと。

4つ目、特に上志比地区については、これはどこでもそうだと思うんですが、家庭用の井戸の扱いがあると思うんですね。それらをどうするのか。私はそれらの準備期間も含めて一気にやるというんでなしに、あんまり急ぐべきではないと思っています。行政としてもそういうことはやってこなかったと思うんですね。その辺はどうお考えになっているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） 今3点ご質問をいただきましたが、まず1点は公共料金の統一については安い料金等に合わせた形というお話かと思うんですが、今回の下水道料金、話はもとに戻りますが、今回は松岡地区と永平寺地区については従量制ということになっております。ただし、基本料金と、51立方メートルを

超える超過料金等が異なっている、また上限においての料金の区分体系も異なっているというのがまず1点でございます。それと、先ほど申したとおり上志比地区については定額制という形での料金の体系等をとっておりました。この3地区を合併の調整項目の中では従量制で統一をするという形での調整方針となっております。これを受けまして、先ほども申したとおり、町内と、またいろんな形での調査等を十分させていただき精査をした形で、今回は松岡地区の料金体系を統一料金とさせていただくものでございます。

それで、今議員おっしゃったとおり、安い料金体系という中であくまでも従量制ということで統一をする中で、先ほど申したとおり上志比地区については定額制ということで、定額制をストレートに従量制に、そのままの金額の体系を従量制に移行するというのは当然制度上、料金の体系上とか中身等についてそれを移行することは困難かと思えます。そういう状況の中で、今回は松岡地区、永平寺地区が両方とも従量制の中で料金の低い松岡地区の料金体系、それともう1点は五領川公共下水道との関係等もございませう中、今回は松岡地区の料金体系にさせていただいたという形でございます。

それと増加率、これは金額等の試算の中での増加率等でございますが、それが大きい形の中では激変緩和の措置もというお話でございますが、先ほども申したとおり、今は少し期間は延びておりますが5年という期間の中で従量制の統一という形で現在作業等を進めてまいりました。その中でいろいろ各自治体等での状況等も十分把握をさせていただきましたが、通常ですと、合併後2年なり3年の中で料金を統一をする場合については1年ないし2年の緩和措置等も設けている事例もございました。そういうものも十分聞き取りとか資料収集をさせていただいて庁内で検討をさせていただきましたが、今回は5年という一つの期間を調整期間としていただいた中で十分調整をする中で、先ほども申したとおり、今回については住民平等の負担原則をということで皆さんに平等な形での使用料のご負担をお願いするというので、緩和措置等を設けずにひとつ住民の方々に十分ご理解いただけるような説明を行っていくことで考えております。

もう1点、井戸水等の取り扱いの件でございますが、特に上志比地区については家庭用の井戸のポンプ等をご使用の家庭もございませう。この点については今後、この条例改正をいただいた後に各家庭の井戸水のポンプ等の調査をさせていただく予定をいたしております。

その中で、その井戸水のポンプの使用につきまして、家ですけれども、家庭内

への引き込みでその水が最終的には下水道の管に接続され排水されている分につきましては、そのところで加算のメーターを設置させていただき、その水量についてもひとつ下水道の料金ということで、あわせて料金をお願いする形をとっていきたいと思います。これについても当然周知等をさせていただき、調査をさせていただき、加算メーターの設置等もさせていただきたいと思います。

それで、先ほど議員おっしゃったとおり、もう少し長い期間での適用云々というお話も今ございましたが、今回上程をさせていただいた形でもしお認めいただければ来年の6月1日からの施行ということで、期間的には住民への周知期間、また井戸水メーターの設置等につきましてもその期間内でひとつ十分ご理解をいただいた中で対応をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は料金の統一について反対するものではありません。

率直に町長にお聞きしたいんですが、改定の試算では33.7%大きいと思います。町長も合併協議に加わりになっていたのでご存じやと思うんですが、本来、公共料金は安いほうに合わせるとか低いほうに合わせるということが一つの申し合わせであったと、文書化されているかどうかは別にしてそういうのがあったと思うんです。

今回の改定については、今言われたような条件等があって、もう少し期間を設けてやっぱり段階的に行ってはどうかという考えを僕は持っているんですが、町長はどうなのでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今、下水道課長が申し上げましたように、合併時の取り扱いといたしましては、上水は3年、それから下水は5年ということで決められております。この中で、やはり上水の場合は同じ形態でしたけれども、下水の場合は定額制と従量制ということでしたんで、上志比の定額制を十分考慮して従量制に移行するよという一つの考え方であったと思っております。

今、公共料金の安いというのはそういう安いという全体的なお話はありませんけれども、ここについては、今申し上げましたように松岡地区が五領の公共下水と一緒にしておりますので、当然これは変えられないということでおのずと松岡の体系になるということが当時からわかっておりましたので、そういう中でどういう形で進めていくかということをも十分検討してまいりました。

今、いろいろとお話ありましたように、いろいろな合併のところにも聞きましたし、県外も聞きましたし、県の考え方も聞いてまいりました。それで5年といえますと、ことしの4月から5年ということで来年の6月では6年2カ月ということでもあります。そういうことで、これも十分慎重にしてきたところでこういう期間になったということでもありますので、そういうことは十分町民の皆さんにご理解いただくようにご説明もさせていただきますし、今の33%あるいは8.1%のお話もありましたけれども、これ事業所も入っておりますので、家庭、家庭とこの数字はちょっと変わってきていると思いますが全体の調定額の推移でありますし、家庭のは先ほど申し上げましたように50. 幾つが減るということでありまして四十何%がふえるというような、そういうことでありましたので、そういうことも十分地域の皆さんに理解をしていただいて、そしてこういう形で統一をしていきたいと今考えているところであります。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 先ほどの下水道課長の答弁、井戸水を地下で、要するに言うたらくんでいるところにメーターをつけるとあるけれども、じゃ、永平寺町全体で今の上水道に加わってなくて下水道を使っている地域もあるわけでしょう。その辺の整合性をどうするんや。今のような発言、それは逆に言うたら答弁としてはおかしいんじゃないですか。だからあくまでも上水道が入っていて、要するに地下からポンプをくみ上げているわけでしょう。そういう地域もあるということでしょう。 は。家か何か知らんけど。

じゃ、逆に言うたら松岡の、あえてどことは言わんけれども、上水道を使わないで特定の地域だってあるじゃないですか。それかって現実的に下水へ流れているわけでしょう。だからそういうときの整合性をどうするんや。料金のギャップがあるから、それにメーターをつけてもらうということでしょう。だからそういう誤解されるような発言はやっぱり再検討すべきだよ。

○3番（金元直栄君） データに出てるよ。

○10番（上坂久則君） 知ってる。ほんなもん知ってる。

○3番（金元直栄君） 知ってるのに何でそういうこと言うんや。 。

○10番（上坂久則君） だから、あんたに言うてないんや。関係ない。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） ご回答させていただきます。

- 3番（金元直栄君） 下手に答弁取り消さんといてよ。
- 下水道課長（清水 満君） はい。
- 10番（上坂久則君） ちょっと議長、こういうおどしてかってこういう失礼な発言は何や、
- 議長（河合永充君） 静粛にお願いします。

下水道課長、答弁をお願いします。

- 下水道課長（清水 満君） 先ほど申したとおり、考え方といたしましては、下水道の管に排出される分については料金をいただくという形で考えております。それでそこへ流れ込む上水道であろうが、ポンプであろうが、簡易水道であろうが、入り込む分については、現在、上水道については上水道のメーターが当然ついております。それで水道の使用料金等がかかっている形と考えております。
- 以上です。

- 議長（河合永充君） よろしいですか。
- 10番（上坂久則君） もう勘弁してやるわ。まだわかっとらん。
- 議長（河合永充君） ほかにありませんか。
- 3番（金元直栄君） と言ってや。 ほかの簡易水道なんか誹謗中傷するみたいに。
- 議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 0時00分 再開）

- 議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。
- ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河合永充君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

- 3番（金元直栄君） 私は、このたびのいわゆる上志比地区の農業集落排水事業に係る料金の改定についての討論を述べます。

合併時に確かに簡易水道については3年、水道関係については3年をめどに、

下水道等については5年をめどにと決めたとおもいます。そういう中で、そのときの約束としては公共料金は安いほう、もしくは低いほうに合わせるといふ申し合わせも当時ありました。そういうことを考えるときに、今回、確かに5年を経過したところで統一という、これについては私反対するものではございません。

しかし、幾ら統一するにしても料金体系が平均で33.7%という大幅な引き上げ、特に農業集落排水事業についてはいわゆる加入負担というのがあります。これは公共下水道、永平寺ではどうだったのかはわかりませんが、松岡の農業集落排水では1戸当たり33万、それが一括納入であればその値引きもあつたはずで、しかし上志比では40万と聞いています。確かにこの加入負担金は、全体的に見れば農業集落排水事業の中ではそんなに高いほうではありません。もっと70万、80万というところもありますから、そうではないと私は考えていますが、それにしても料金改定が一気にこれだけというのは問題です。

また、いろんな井戸の問題も含めて条件整備もこれまで取り組んでこなかったところでの一気に改定というのは私はやっぱり問題だと思つています。こういう場合には激変緩和期間というのを設けて実施すべきだと考えていますが、そういう内容でないといふことで進めることには私は反対の態度をとつていきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成意見、賛成意見……。

○16番（上田 誠君） 。

○議長（河合永充君） まず賛成意見から。今、反対意見です。

次に、賛成意見の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 私は、今ほど町長並びに担当課長からの説明どおり、平成18年の合併に当たり、合併協議会の中で公共料金の統一をといふことで、今ほど申しますように合併後5年以内に行うことは確認されております。よつて、上水道料金は合併後3年で統一されております。

今回、下水道料金もいわゆる定額制から従量制への移行といふことで、これも24年の6月といふことになりまふと約1年ほどおくれまふ。よつて、住民平等の原則からして、これを平準化をして統一することが望ましいといふことで賛成といたしまふ。

以上です。（拍手）

○議長（河合永充君） 次に、反対意見の発言を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） それでは、私はこの案につきまして反対の立場から討論をさせていただきます。

一般質問で申しましたが、今料金改定の基本的な考え方、住民平等の原則から平準化するための統一をする。また、永平寺地区、松岡地区は従来から従量制、上志比地区については定額制のため、基本料金または超過料金についての区分が違っている。その点もわかっております。また、先ほどもありましたように、合併協の懸案である5年以内にそれを平準化するという、統一をする点。また、今回、五領川公共下水との関係から松岡地区の料金体系に合致。それは基本的に、またするものについて反対するものではありませんが、以下3つの点について反対の立場をとらせていただきます。

質問でもさせていただきましたが1点目です。公共料金の料金改定についてですが、これは事前にやはり住民に対して、また議会に対して説明と理解を得て実施するのが本筋であるというふうに考えております。特に今回の改定につきましては、今回のこの内容並びにその説明について、この条例で施行するに当たっては決まってから説明、理解を求めるという点から疑問を投げかけるものであります。

また、2点目です。今回は上志比地区において示された議会説明資料から見ます。増加する世帯は57.2%、約6割に達しています。また、増加する率は平均33.7%、大幅な増額であります。そして年額1万から2万に達する家庭は約25%以上です。同じく1年間に2万以上の増額になる家庭は10%以上、そして事業者でありますけれども、10万円を超える、実に2.5倍となる事業所もあるということでもあります。そしてその増加する家庭の中で、やはり一番流量を使う4人から6人の家庭がその半分以上を占めている点が大幅な増額につながってきます。そして施行された後、半年間でそれを実施するという期間が短過ぎるというのが2点目であります。

そして3点目、先ほど言いました周知と理解を求める立場から、大幅な料金が改定される場合には、やはり期間を決めた緩和的な措置をとるべきであるというふうな観点から、その3つの観点から今回の基本的にはその平準化するのは理解できますし、反対するものではありませんが、この条例に対しては反対の立場をとっていきたいというふうに思っております。議員各位の賛同を求めて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 下水道料金の統一に伴う使用料金の改正について賛成の立場から私の意見を申し上げます。

均衡ある発展を掲げ3町村が合併いたしました。合併に当たり、下水道使用料金が上志比地区の定額制、また松岡地区、永平寺地区の従量制においても格差あることから、合併協議会の調整項目といたしまして合併後5年以内に統一すると決められていることは、町民の皆様も広報紙等で認識されていることかと思えます。

今回の下水道料金の統一につきましては、下水道、農業集落排水の現行の料金体系が松岡、永平寺、上志比地区において異なったものを使用料に講じ、均衡ある統一料金体系にし、住民負担を平等にする内容となっております。統一内容も上志比地区は定額制から従量制になるため、使用水量によっては使用料が増加する場合がありますが、統一することによりまして約50%の世帯が減少すると試算もされております。

料金改定の実施におきましては段階的というご意見もありますが、実施に当たりましては、合併から来年の6月で足がけ合併後6年2カ月の期間を擁しておりますので、合併協議会での決定事項である5年以内を1年3カ月大幅に

しているし検討していることから、料金の妥当な改正時期であるかと思えます。限りある資源の節減が叫ばれている中、水は重要な資源であり、各家庭において水道使用料を節約することで下水道料金も節約できることかと考えられます。

よって、今回の下水道料金の統一に係る使用料の条例改正案に賛成いたしたいと思えます。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論と終わります。

（拍手）

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

○3番（金元直栄君） 議長、ここで暫時休憩頼みます。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 0時09分 休憩）

（午後 0時12分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第44号、永平寺町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立により採決します。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(河合永充君) 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第45号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第11、議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成23年11月24日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

9番、多田君。

○産業建設常任委員会委員長(多田憲治君) 議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についても本議会の本委員会において付託されておりますので審査結果を報告いたします。

前議案と同じく、合併協議会の調整項目として合併5年以内に松岡地区と永平寺地区の料金統一を図るもので、これにつきましても会議規則第77条の規定により委員会全員で可決したことを報告をいたします。

○議長(河合永充君) これより委員長報告に対するの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 一つだけ質問をしますが、この料金改定については、いわゆる農業集落排水との比較で大体プラスマイナスゼロということを考えてやっぱりやられたんですかね。そうではないんですか。ただ単純にどこかに合わせるといってやられたんですか。

○議長(河合永充君) 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長(多田憲治君) 44号と関連しますので、ひとつ行政

より報告をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） 今回の下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましてでございますが、下水道条例の中には公共下水道と特定環境公共下水道の2つ、地区で申しますと松岡地区と永平寺地区という形での料金設定がございましたが、今回は料金の統一をとということで松岡地区の公共下水道の統一料金に一本に合わせるということで、今回は金額でなくて、料金を統一するというでさせていただきます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 実は、永平寺地区については一般家庭については13.3%の減額になるということで気前のいい話だなと私は思います。それが悪いと言っているんでないですよ。

そうすると、ここで言いますと年間で700万ぐらいの一般家庭での引き下げになると。これをやっぱり2年かそこらに割って上志比にその激変緩和期間に合わせるということをやれば、歳入の点ではそれほど変わることがないんですね。

そういう考えというのは持たなかったんですかね。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） いろいろ調整の内容等、十分期間をいただきまして検討させていただきましたが、今回については、先ほども繰り返し等にもなりますが、料金を統一をするという大きな目的のもとで今回検討をさせていただきました。その結果が、先ほどの農集であれば上志比地区が今回の料金等において増加、減少という、そういう形になり、また今回、下水道の永平寺地区につきましては全体におきましては98.4%が料金が減少するという形になっておりますが、考え方といたしましては、今回、同一時期に料金を統一をさせていただいて住民の負担の原則を一つ築きたいということで料金の統一をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最後ですが、財政当局にちょっとお伺いしたいと思うんですが、私が示させていただきましたのは、例えば永平寺の引き下げを2年ないし3年で行うということをやればその分を上志比に振り当てて激変緩和期間を設ける

と、そういうやり方をすれば、財政上もその大きな問題がないのではないかと思うんですね。そういう財政上からの発想とかいうのは、この農集と公共下水道は全く切り離して考えてしまっていて考えることはないのか、それともそんなことも考えたのかということだけちょっと答弁お願いします。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） 申しわけありません。こちら下水道のほうで回答をさせていただきます。

今の形といたしましては、下水道事業特別会計、また農業集落排水事業特別会計ということでそれぞれ下水道と農集排と下水道の形はおんなじでございますが、会計はそれぞれ2つに分かれている形でございます。その中で、先ほどいろいろ統一をした後の年間の調定額、これもあくまでも使用水量等の推計をもとにした形での試算で出させていただいておりますが、その調定額では、上志比地区では約1,100万円の増、また永平寺地区については約900万円の減ということで試算が出ております。

それで下水道全般、下水道事業特別会計、また農業集落排水特別会計におきましても使用料等での歳入等を見込んでおりますが、当然それで賄えない部分につきましては一般会計からの繰り入れを基準外ということで現在お願いしている形でございますが、そういう形での両方との調定額等の試算等で見れば、形的には同等な形で考えられるのではないかという検討のもと、今回のこういう形になった次第でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 3回終わりましたんですけど。

○3番（金元直栄君） ちょっとだけ。1点だけ。討論はしませんので。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今の答弁聞いていても、双方よく似た金額に近いということから、本来はそういうことも含めて十分論議してほしかった。永平寺地区は引き下げですから、何年に分けてでも引き下げならそれは納得されると思うんです。一気の引き下げは気前がよ過ぎると言ったのは半分嫌みの意味もあります。そういう意味では十分考えたことをやれば、上志比の激変緩和期間も町財政からのか下水道会計の負担なしにできたはずです。そのことを考えると残念です。

引き下げですから反対することはありませんけれども、一言述べておきます。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私のほうから質問させていただきます。

当然これは引き下がる形ですが、私の立場からすれば、引き下がる、引き上げるも含めてそれぞれ住民の方々に理解を求めるために周知を従前にしておくというのが基本だというふうに思っております。ですから、この44号、45号については同一の見方というふうに思っているんですが、そういう見方でさせていきたいと思うんですが、その件についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（河合永充君） 下水道課長。

○下水道課長（清水 満君） この下水道条例の一部改正につきましても、当然松岡地区の料金体系に統一をする形でございますので旧永平寺地区の特定環境保全公共下水道の使用料金も変わるわけでございます。

それで、今お話の中にあるとおり、永平寺地区については全体で98.4%という形で料金が減少するという状況でございます。これについても住民の方々への周知というのは当然行っていく形で考えておりますが、あくまでも考え方は一つ条例の改正をお認めいただいて、そういう形でご説明をできる内容等をしっかり条例改正後に説明できるような形に持っていきたいということで考えております。よろしいですかね。

以上です。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 下がることに対しては反対ではありませんが、さっきのように44号と同じ立場から反対の立場をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

日程第11、議案第45号に対する委員長報告に反対意見の発言を許します。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は、議案44号、45号、同じものと見ております。

44号につきましては、先ほど反対討論で言いましたように、上志比地区の激変、大幅にふえるものについてはやはり緩和措置が必要、また、従前たる周知が

必要だというふうに思っております。

同じ永平寺町内でここだけ上げてここだけ下げるというふうな観点は持っておりませんので、44号と同じ立場から今回の45号に対しても反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） この議案も44号議案と同じですが、基本的に松岡の料金と統一をするということでございます。

ご存じのように、旧松岡町と旧丸岡町で五領川公共下水組合を設立してございます。言うならば2つの市町での価格設定でございます。これの中で住民も一番多い中での価格設定でございます。言うならば、これに合わせざるを得ないというのは周知の事実でございます。

ということで、これの価格設定に賛成するものであります。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終わります。

議案第45号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立により採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第46号 字の区域の変更について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第12、議案第46号、字の区域の変更についての件を議題とします。

本件は去る平成23年11月24日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

9番、多田君。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 議案第46号、字の区域の変更につい

てであります。これにつきましても本議会の委員会に付託されておりますので、審査結果を報告いたします。

県営吉野地区の土地改良事業の圃場整備が完成しましたので、国の条項に基づき、換地処分に伴う字、区域の変更を求めるもので、土地改良区の役員、また関係集落の区長も承諾しており、本件についても委員会全員で可決したことを報告いたします。

○議長（河合永充君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号、字の区域の変更についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第13 陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第13、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

本陳情書の写しは皆様のお手元に配付してあります。

陳情書の朗読を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております本陳情書については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。よって、本陳情書については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

採決します。

陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 0時 分 休憩)

(午後 0時30分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま伊藤君外3名から発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について～

○議長(河合永充君) 追加日程第1、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

発議第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成23年12月13日

永平寺町議会議長 河合永充様

提出者 永平寺町議会議員 伊藤博夫

賛成者 永平寺町議会議員 齋藤則男

〃 〃 長谷川治人

〃 〃 川崎直文

(意見書案)

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心とした復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する

税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2011年12月 日

福井県永平寺町議会

(提出先)

内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 経済産業大臣

以上でございます。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） ただいま議題となりました意見書案、発議8号、地方財政の充実・強化を求める意見書について提案の説明を申し上げます。

東日本大震災によって東北、関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治が中心となった復興が求められています。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重大となっております。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実強化が求められております。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に財政の充実強化を求めるため意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨を十分にご理解いただきまして本意見書案をご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第14 陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第14、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての件を議題とします。

本陳情書の写しは皆様のお手元に配付してあります。

陳情書の朗読を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっています本陳情書については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ご異議ありますので、これから委員会付託省略についての件を起立により採決いたします。

陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての件を委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(河合永充君) 起立多数です。

よって、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての件は委員会の付託を省略することに決しました。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

○3番（金元直栄君） 議長、今のこれは。

○議長（河合永充君） 休憩します。

暫時休憩します。

（午後 0時38分 休憩）

（午後 0時39分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情
についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議があります。

起立により採決します。

○3番（金元直栄君） 起立でなくて討論は。

○議長（河合永充君） 討論は省略しましたんで。

○3番（金元直栄君） 異議ありやで。異議ありやから討論はせなあかん。

○議長（河合永充君） 休憩します。

暫時休憩します。

（午後 0時 分 休憩）

（午後 0時40分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

ご異議がありますので討論に入ります。

休憩します。

（午後 0時 分 休憩）

（午後 0時43分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

ご異議がありますので討論に入ります。

まず、本陳情書に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私の願いは、この「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の採択を求める陳情ですが、この陳情についてはぜひ継続審査にしてほしいと思っています。

どうしてかといいますと、陳情の趣旨からは緊急事態基本法を早急に制定するよう要望するということですが、その理由の中に「今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」ということで書いてありますが、この内容を見ても「自然災害時には「非常事態宣言」を」ということが明記されています。この非常事態宣言というのは普通、例えば夜間の外出禁止令とか、そういうことも含めた内容で、本来でいいますと言論統制が入ってくるものだと私は見ているわけです。その意見が違う人がいるとしたら、まだ十分審議されていない、同一の認識になっていないということだと私は思うのでそういう問題。特に今回の震災と同時に起こったいわゆる原子力発電所の事故では、情報が提供されないことによって一番被害を受けたのがその放射能が降り注ぐ地域にいた住民であります。そのことを考えると、非常事態宣言をするという内容についてはやっぱり早計過ぎないかということが一つですね。

それに「前衛部隊の自衛隊」と書いてあるんですが、これは警察や消防なんかも献身的にも入っていたのはわかるんですが、自衛隊というのは要請されない限り動かないというのが軍隊のおきてですから、それはそれで僕はやっぱり問題があると思っています。

さらに、終わりから6行目から7行目にあるんですが「大規模な自然災害を想定した」、非常事態を宣言すると、普通ボランティアなんかも活動できなくなるというのが、私の認識ではそうになっています。

そのことを考えると、やっぱりこういうふうなのについては議会で十分論議する、その陳情の趣旨の意味も説明していただくという機会を設けないと、やっぱりここで採決というのには無理があるんじゃないかと私は思っています。

以上です。だから反対の立場をとるということです。

○議長（河合永充君） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私は、国民保護法ですか、これが平成16年、2004年6月14日に可決、成立しております。そのときに自由民主党、公明党、民主党

の3党合意によりまして緊急事態基本法を2005年の通常国会に成立するというふうな骨子を持っています。

これ緊急事態基本法というんですけれども、その中には緊急事態の定義もありまして、また緊急事態における基本的人権の尊重、そのほかに緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割、これ細かく言えばわかるんですけれども、また書いたものでお渡ししますけれども、また4つ目といたしましては緊急事態における国会の関与と明記されております。

その3党合意を国会で審議して新しい法律をつくってくれということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、これにて討論を終結いたします。

起立により採決します。

陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての件を本陳情書のとおり採択することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま伊藤君外4名から発議第9号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第2 発議第9号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について～

○議長（河合永充君） 追加日程第2、発議第9号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第9号

発議第9号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成23年12月13日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者	永平寺町議会議員	伊藤博夫
賛成者	永平寺町議会議員	渡邊善春
〃	〃	齋藤則男
〃	〃	長谷川治人
〃	〃	川崎直文

(意見書案)

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、その規模と範囲、犠牲者の数において、まさに未曾有の自然災害であり、第二次世界大戦で焦土と化した国土の惨状に匹敵する有様は、全世界を驚愕させた。

しかし、その後の震災被害や津波被害への対応、福島第一原子力発電所の冷却機能喪失による放射能汚染被害防止措置等の国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための法律の不備が指摘されている。

そこで、大きな災害、原子力発電所の臨界事故などや、外国からの侵略やテロ、騒乱など、国家の独立と安全における危機、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するために、緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体となって迅速かつ適切に対処する必要がある。

そのために2004年5月20日、自由民主党、公明党、民主党の三党合意により、緊急事態基本法を2005年の通常国会で成立を図ることが決定されている。

しかし、その後「合意」は果たされておらず、この難局に直面して多くの国民は、不安な日々を送っている状況にある。

よって、国においては、この度の事態を教訓とし、今後想定されるあらゆる事態に備え、日本及び国民の安全・安心を守るため、緊急事態基本法を早急に制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2011年12月 日

福井県永平寺町議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣
防衛大臣 外務大臣 国土交通大臣 文部科学大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 警察庁長官

以上です。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私は、ただいま議題となりました意見書案、発議9号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書につきまして提案者の方を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書。

本年3月11日に発生しました東日本大震災は、その規模と範囲、犠牲者の数において、まさに未曾有の自然災害であり、第2次世界大戦で焦土と化した国土の惨状に匹敵する有様は全世界を驚愕させました。

しかし、その後、震災被害や津波被害への対応、福島第一原子力発電所の冷却機能喪失による放射能汚染被害防止措置等の国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための法律の不備が指摘されています。

そこで、大きな災害、原子力発電所の臨界事故などや外国からの侵略やテロ、騒乱など、国家の独立と安全における危機、国民の生命、財産が脅かされている重大で切迫した事態に対応するために緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体となって迅速かつ適切に対処する必要があります。

そのために2004年5月20日に自由民主党、公明党、民主党の3党合意により緊急事態基本法を2005年の通常国会で成立を図ることが決定されています。

しかし、その後、合意は果たされておらず、この難局に直面して多くの国民は不安な日々を送っている状況にあります。

よって、国において今度の事態を教訓とし、今後想定されるあらゆる事態に備え、日本及び国民の安全、安心を守るため緊急事態基本法を早急に制定することを強く要望いたしたく、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨を十分にご理解いただき、本意見書にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の提案説明を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 伊藤議員にお伺いいたします。

まず最初に、意見書の2行目にある「第二次世界大戦で焦土と化した国土の惨状に匹敵する有様は、全世界を驚愕させた」とあるんですが、たしか大地震を広島にあの惨状を例えて大臣をやめた人がいましたよね。やめざるを得なくなったというんか。ちょっと例えが悪いんじゃないですか。戦争ではないんじゃないですか。ある意味、焦土と化したと、死のまちと化したというのは、それはまずい表現だと私は思っているのだから答弁をお願いしますというのが1つ。

2つ目は、今度の福島第一原発のいわゆる事故以後の事態を見てみますと、だからこそ国民の安全を守る法律の不備が指摘されているということですが、これは一言で国の対応のまずさこそ問題があったということであって、これまでのいろんな科学者や研究者からの指摘にも耳をかさなかったということが被害を大きくしたのではないかと私は思っているんです。そういう意味では問題のすりかえではないか。こんなことを言っていると、今の国はやり方を免罪することにならないかということが2つ目です。

3つ目ですが、「緊急事態宣言を発動して」というんですが、これは先ほども言いましたように、緊急事態宣言というのは本来でいうと情報統制や人の動きの制限を伴うものです。こうなってくると、こんなことを言ったら悪いですけど、危険なものを見せたらいけないということになれば、あの原子力発電所が爆発す

る映像すら放映されない事態になるわけですよ。

現に永平寺の本山がシンポジウムといいますか、原発に頼らない生き方ということで講演を開きました。講演会というんですかね、シンポジウムを開きました。そのときに飯舘村から来られた方が説明されていたんですが、当時、飯舘村はともとても報道できるような数量の線量でなかったと。これを報道すると言ったのをとめたのは町長だという話です。マスコミも知っていながら報道しなかったという実態だそうです。その内容を聞いていると、それをそうさせていたのは国の言論統制でした。それにマスコミがなびいたわけですね。こんな状況をやっているんでは、一番犠牲になるのはそこにいて避難もできなかった住民です。指令を出す連中は東京にいて何も被害をこうむっていないわけですから、そんなところを免罪してしまうような内容、逆に言うとそんな動きすら、国民に情報を開示することすらさせないような状況になるというのは、私はやっぱり今度の教訓から見てもおかしいと思います。

今の法整備の中でどうしていくかという反省のもとに論議されるのは今の状況だと思うので、それ以前にその同意があった、論議されたというところでこれを変えるというところにはやっぱり問題があると思っているので、その辺ご答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 今回の東日本の大震災を例を挙げてでございますけれども、これからの をさらに総括していけばこういったことがまだまだ部分的には明らかになってくると思います。当初からの情報の集中、本部の設置とか通信体制、救援体制ですか、それぞれにさまざまな問題が露呈しております。災害対策基本法とか、消防におきましては消防組織法とか緊急出動等を果たしてまいりましたけれども、例えば原子炉の冷却一つをとっても自衛隊によるヘリコプターの利用がよかったとか、こういったことのいろいろなそういう問題点がいまだ指摘されているものの解決をされておられません。

こうしたことを各種具体的な整備はその場その場で行っているために改正をしていただきたいというのが我々の願いでございます。そうしたものをさらに運用するための指示するものの機関を事前に設置をしておく、また決めておくということが想定外、想定内にとられる最大の危機を乗り越えるために必要だと私は提案をただけでございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは皆さんご存じだと思うんですが、福島原発が津波で電源喪失したという後に、電源が全部喪失しているわけですから、一気に海水で冷やせばこんな事態にはならなかったというのは皆さんご存じやと思うんです。その判断をちゅうちょしたというのは、1基数千億建設費にかかっているということでそれを生かそうとした、つまり企業の論理が働いたわけですね。

そこに、国もそうだったのかもしれないんですけども、科学者の目から見たらまさに無知のなせるわざということで非難されていますけれども、そういうことこそ今解明されるべき問題で、それすら非常事態宣言とかということが実施されるような状況になったら、まさに国民に知らされることなく、ああいう爆発そのものがあつたことすら知らない中で国民が右往左往するだけというのが目に見えてきます。

それよりもこの時代、本当に行政のいろんな事業の、いわゆる計画過程についても住民に明らかにというふうな時代に、ある意味情報を住民に開示していくことこそ大事ではないか。当然的確な判断をする想定外を一つ一つつぶしていく、想定していくことがこういう大規模災害に対するときの対応だということは今指摘されているところですが、そういうことを考えると、やはりとにかくこういう大きな事故や災害を経験した中での内容とはとても思えないことから、僕はやっぱりもっともっと、国で言えば国民的な論議、議会で言えばこういう陳情ごとに議会内での論議が必要だと私考えています。その辺はどうでしょう。

○議長（河合永充君） 15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 本県ではいけば原子力発電所がたくさんありますし、そういったことで日本の近海におきましても、日本の本土の周辺におきましては一見平和そうに見えますけれども、各種の問題を考えております。

こういったことから、さらに今回の東日本震災のように地震大国であります日本であります。それを統括する形で緊急出動ができるような整備をしていきたいと思うということで、さらにこれを国民の財産、そして領海、領空を含めた領土主権を守っていく上で、本来、国が当然のこととしてしながらもそれを法制化できるものはただ一つ、立法府である国会であります。ですから、我々としては想定外、想定内にとらわれず、どういった状況であっても政府がしっかりと国民を、日本を守るための法整備としてこれが必要だと提案しているところでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。

発議第9号に対する意見書に反対意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、この緊急事態基本法の早期制定を求める意見書を本町議会が出すことには反対です。

特にこの内容を見てみますと、いわゆる今回の東北大震災やそれに伴う原子力発電所の事故において起こってきた、それ以後のいろんな災害についてですが、この内容をどう論議していくかということもなしに、いきなりいわゆる緊急事態基本法をつくれ、整備しろと。それはこういういろんな大きな自然災害があった場合に緊急事態宣言をしてそういうことに対処しろということですが、私は本当にこういうことを今言うのでは今までやってきたと、もうはっきり言いますけれども、自民党がこれまで進めてきた原発政策、その後なでをしている。事故が起こった後もそれに右往左往している民主党のやり方、こんな状況が今の事態をさらに深刻にさせていると思うんです。

例えば一つの例で言いますと、本県には小水力発電というのが一つもありません。自然エネルギーの利用ということでは以前から言われていますけれども、石川、富山、長野などでは小水力発電というのがかなり頻繁にやられています。つまり原発依存、それしかないという中でのいろんな対応のおくれや研究のおくれが出てきているはずですよ。

そのことを考えると、国民に対して情報も示さない、人の動きも制限する、そういう内容を含んだ、いわゆる緊急事態宣言を含んだ内容の法律をつくれという、そういう状況が私には理解できません。こんなことをやろうというのは、繰り返しますけれども今の国のやっていることを免罪することにもつながるので、私は反対の立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 国民保護法制定のときにも議論されたんですけども、例えば北朝鮮の脅威なんかでテロがあったときには民間の施設を国が強制的に必要な

場所は押さえて、例えば能登空港ですと民間の空港をすぐ押さえて自衛隊の前線基地にするとかと、そういうことは当然必要だと私は思っております。

そして今回も、例えば大災害があったときに津波で自動車なんかが、自家用車はかなり災害の支障に來しておったと。そこでその個人の財産権がどうのこうのと言うのはおかしい社会だなと思っておりました。当然国の権限でそういったものについては撤去できるというふうなことがなければ災害の復旧なんてあり得ないわけですから、福島事故にしても東電の余りにも倫理を優先し過ぎたと、国が指導して東電が何を言おうと国の指導でやっていくというふうな体制が私は必要だと思いますので、そういった意味でぜひこういった法律というのは必要だと考えております。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

発議第9号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

暫時休憩します。

30分より再開いたします。

（午後 1時07分 休憩）

（午後 1時07分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま別添においてお手元に配りました、12月7日の会議における滝波君の一般質問の発言について訂正したいので、議長において許可されるよう、会議規則第64条により本日申し出がありました。

よって、議長において許可しましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。

ただいま、滝波君から、12月7日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言の訂正としてお手元に配りました発言訂正申出書に

記載した部分を訂正したいとの申し出がありましたので許可いたします。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 貴重な議会の時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

去る12月7日の一般質問の内容におきまして、字句の訂正をお願いするものであります。

内容は、事業費「15億円」を「4億9,000万円」に訂正をお願いするわけでございます。これは、永平寺口駅周辺整備事業につきましての質問中、平成18年当初の説明での事業費は15億円でしたが、その後、事業の見直し等で現在4億9,000万円にまで縮減になったという説明を後に受けましたので訂正をお願いするものです。おわびし、訂正をお願いしたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） ただいま、滝波君から、12月7日の議会における発言について、会議規則第64条の規定によって、発言訂正として、お手元に配りました発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

異議ですか。異議が。

○14番（渡邊善春君） ちょっとつけ加えてほしいことがあって。

じゃ、休憩してくれる？

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 1時 分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、滝波君からの発言訂正申し入れを許可することに決定しました。

～日程第15 閉会中の継続審査の申出～

○議長（河合永充君） 次に、日程第15、閉会中の継続審査の申出についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

暫時休憩します。

(午後 1時 分 休憩)

(午後 1時 分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る11月24日開会以来20日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できますことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

さて、いよいよ師走を迎え慌ただしい日々を過ごされることと存じますが、くれぐれもご自愛いただきまして、ご家族そろって輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、平成23年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案等につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

現在、環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に関する議論が進められておりますが、農林水産業を初め国民生活に大きな影響を及ぼす懸念があるにかかわらず、政府の情報開示や説明が不足しており、慎重な判断が求められております。

また、欧州の財政金融危機や円高への対応、社会保障と税の一体改革に伴う消費税の増税、米軍普天間飛行場の問題、来年度予算編成に向けた子ども手当、農家の戸別所得補償、高校無償化などの見直しなど、国内外における大きな課題が山積しております。政府におかれましては、国民生活の向上のため、国民の視点に立った政策の推進と地方の視点を忘れずに国政運営に当たっていただきたいと強く願うものであります。

町政の推進に当たっては、中部縦貫自動車道の建設促進、機能補償道路の早期完成、永平寺口駅周辺整備、健康福祉施設、松岡公園整備を初め重要プロジェクトの着実な推進、教育、福祉、子育て支援、健康づくりなど一層の充実強化を進め、防災力の向上、観光の振興を図ることなど、すべての町民の幸せとどの地域もよくなるよう、すべての地域の発展のため、これまで以上にさまざまな改革に取り組みながら住みよいまちづくりの実現に最善の努力をしてまいります。

今年は、東日本大震災を初め、全国各地で台風や洪水などの被害が相次ぎ、国難と言える一年でありました。新しい年は、災害や事故のない、幸せ多い希望に満ちた年になるよう強く願っているところであります。

これから寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

（午後 1時17分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員